

時評 「国民のためのNHK」をめざして



弁護士
佐藤真理

1 NHKの視聴者は、受信料を支払うだけの存在ではない。主権者として、NHKで働く人々と共同して、「国民の権利を擁護し、民主主義の前進に寄与するNHK」をめざして、主体的な役割を果たすことが求められていると思う。奈良地裁の受信料裁判はその一つの実践である。

2 放送は、国民の知る権利に奉仕するものであるが、知る権利に応える情報の多様性は、放送事業者の自由競争に委ねるだけでは十分に確保できない。そのために、放送法4条1項各号は、放送事業者の放送番組編集の自由に対する公共の福祉に基づく制約として、放送番組の編集にあたって「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などを義務付けているのである。

3 最高裁大法廷判決(2017年12月6日)は、「受信契約の成立には双方の『意思表示の合致』、即ち『合意』が必要」としながらも、NHKが提供する放送の中身までは踏み込んでいない。

マスコミ等は、NHKの経営基盤の安定につながる同判決には理解を示しつつも、NHKの現状に対して、厳しい批判を行った。「問題は、判決が説く『公共放送のあるべき姿』と現実との大きな隔りである。」「『政治との距離』を問題視するなど公共放送としての在り方を問う声は根強い。」などと報じた(朝日新聞)。

NHKが放送法4条1項の遵守義務を負うことの確認請求にとどまる受信料裁判では、原告は、「国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送され、他の手段でそれを是正することが困難な状況が一定継続している場合には、確認の利益が認められる」と解すべきだと主張している。

4 昨年末に合議体審理に移行し、本年2月13日にはNHK OBの相澤冬樹氏、小滝一志氏及び永田浩三氏(現武蔵大教授)並びに稲葉一将名大教授(行政法)、須藤春夫法政大学名誉教授(社会学)の合計5人の証人尋問が行われた。同月27日には、原告代表5名の本人尋問が実施されて、人証調べを終えた。

原告側は、NHKのニュース報道が、いかに放送法4条1項各号に違反する実態にあるかの立証に力を注いできた。具体的には、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪、最近7回の国政選挙報道、愛知トリエンナーレ「表現の不自由展・その後」問題、かんぽ生命の不正販売を取り上げた「クローズアップ現代+」の放送に関する郵政グループからの抗議と

それに屈服したNHKの対応問題、皇位継承儀式報道などである。

6月11日に結審予定であり、判決は秋頃と予測される。

5 「独立放送規制機関」の設置が世界的潮流であり、通信・放送行政の権限を直接、政府がにぎっている国は、主要先進国では日本とロシアくらいである。近隣諸国も、韓国が2000年に、台湾が2006年にそれぞれ独立放送規制機関が発足している。

日本でも、1950年6月に施行された電波三法において、米国の連邦通信委員会(FCC)にならって、独立行政委員会制度が導入されたことがある。しかし、電波監理委員会は、吉田内閣によって、わずか1年8カ月で廃止され、電波行政権が政府の手に握られてしまった。

2019年の参議院選挙では、野党4党1会派と市民連合が13項目の「共通政策」に合意したが、第13項目に「国民の知る権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること。」が盛り込まれたことが注目される。受信料裁判は、国民の知る権利と民主主義の発達に寄与する公共放送の在り方を正面から問う歴史的裁判であると確信している。

(受信料裁判の詳細は「NHK問題を考える奈良の会」のホームページをご参照)

(さとう まさみち)